

IV 輸出入申告における入出力項目の見直し<1>

2014年11月14日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



1. 輸出入申告における入出力項目の見直しの概要

区分	概要	備考
1. 個別検討事項	輸出入申告に係る項目の見直しを図ることとする。	
2. 対象手続き	N A C C Sにおける輸出入手続きの基幹業務である、 「輸出申告事項登録（E D A）業務」 「輸入申告事項登録（I D A）業務」 及び必要に応じて、その他の輸出入関連手続きに対して項目の見直しを図る。	
3. 概要	輸出入申告における申告者等の利便性向上、及び税関のよりきめ細やかな通関時審査等を実現する観点から、新規項目の追加、既存項目の見直し、及びこれに伴う出力帳票（許可書・申告控等）の見直しを図ることとする。	
4. その他	E D A 業務、I D A 業務以外の輸出入関連手続きに係る対象業務の要否、及び項目の見直し要否等については今後決定する。	

E D A 業務の入力画面イメージについては「別添 1」を参照
(赤字部分が追加・変更箇所、青字部分が必須化箇所)

2 - ①新規項目追加

項番	共通部 欄部	項目名	概要・理由
1	共通部	税関事務管理人輸出入者番号 税関事務管理人受理番号 税関事務管理人名	制度上（関税法第 9 5 条等）入力が必要となる場合がある項目であるため追加。 現状は「記事（税関）」欄等を使用している。

2 - ②既存項目の見直し

項番	共通部 欄部	見直し 内容	項目名	概要・理由
1	共通部	欄数増	輸出承認証等識別 輸出承認証番号等	利便性向上の観点から、入力可能な欄数を現状の 5 欄から 1 5 欄に増やす。
2	共通部	条件付 必須化	バンニング場所コード バンニング場所名 バンニング場所住所 1 ※都道府県 バンニング場所住所 2 ※市町村等 バンニング場所住所 3 ※町域名・番地 バンニング場所住所 4 ※ビル名ほか (海上のみ)	税関審査に必要な項目であるため、システムから情報を引用できない場合のみ、必須項目とする。

3 - ① 新規項目追加

I D A 業務の入力画面イメージについては「別添 2」を参照
 (赤字部分が追加・変更箇所、青字部分が必須化、種別コード
 の追加箇所)

項番	共通部 欄部	項目名	概要・理由
1	共通部	税関事務管理人輸出入者番号 税関事務管理人受理番号 税関事務管理人名	制度上（関税法第 9 5 条等）入力が必要となる場合がある項目 であるため追加。 現状は「記事（税関）」欄等を使用している。
2	共通部	事前教示（評価）	利便性向上の観点から、関税評価の照会に係る 事前教示登録番号を入力する項目として 2 欄追加。
3	欄部	事前教示（分類）	利便性向上の観点から、品目分類等の照会に係る 事前教示登録番号を入力する項目として追加。
4	欄部	事前教示（原産地）	利便性向上の観点から、原産地の照会に係る 事前教示登録番号を入力する項目として追加。

3 - ②既存項目の見直し

項番	共通部 欄部	見直し 内容	項目名	概要・理由
1	共通部	桁数増	B / L 番号 (海上のみ)	利便性向上の観点から、入力可能な桁数を現状の20桁から35桁に増やす。
2	共通部	欄数増	輸入承認証等識別 輸入承認証番号等	利便性向上の観点から、入力可能な欄数を現状の5欄から10欄に増やす。
3	共通部	欄数増	包括評価申告受理番号	利便性向上の観点から、入力可能な欄数を現状の1欄から3欄に増やす。 ※課税価格の補正計算は、1欄目にのみ入力された場合に実施。
4	共通部	種別 追加	識別符号	通販等多様な申告形態に対応するため、 入力可能な種別を増やす。 ※現在入力可能な種別は「1：個人から個人宛の貨物」及び 「2：その他」の2種類。追加する種別については今後検討。
5	欄部	桁数増	原産地証明書識別	現状1桁で対応している左記項目に係るコードの枯渇に対応するため、4桁に増やすと共に、コード体系の見直しを行う。

輸出入申告控、及び輸出入許可通知書等の帳票においては、前述のEDA業務、IDA等における項目の見直し等に加え、以下の項目の見直し等を実施する。

帳票の出力イメージについては「別添3」を参照
(赤字部分が追加・変更箇所)

※いずれも「共通部」における出力項目の見直し

項番	輸出入	見直し内容	項目名	概要・理由
1	輸出入共通	桁数増	審査区分	利便性向上の観点から、現状の3桁表示から4桁表示に変更する。
2	輸入のみ	欄数増	包括評価標準式識別	輸入申告事項登録における「包括評価申告受理番号」の3欄化に伴い、システムが自動補完する左記項目についても現状の1欄から3欄を増やす。
3	輸入のみ	欄数増	包括評価補正区分コード	輸入申告事項登録における「包括評価申告受理番号」の3欄化に伴い、システムが自動補完する左記項目についても現状の1欄から3欄を増やす。
4	輸入のみ	欄数増 桁数増	包括評価補正式	輸入申告事項登録における「包括評価申告受理番号」の3欄化に伴い、システムが自動補完する左記項目についても現状の1欄から3欄を増やす。 加えて補完可能な補正式の桁数を現状の22桁から35桁を増やす。
5	輸入のみ	桁数増	輸出の委託者名	システムが自動補完する左記項目について、出力可能な桁数を現状の39桁から72桁を増やす。

5. 輸出入申告における入力項目見直しの取止め

第6次NACCS基本仕様書において提示している、以下の入力項目の見直しについては、取り止めることとする。

※いずれも「共通部」における見直し

項番	輸出入	見直し内容	項目名	概要
1	輸出入共通	条件付必須化	郵便番号	「輸出入者コード」欄に入力がない場合にのみ必須項目とする。
2	輸入のみ	必須化	インボイス番号	任意項目から必須項目とする。